

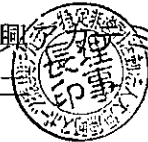
令和3年8月12日

市民の皆様へ

特定非営利活動法人

大河原町スポーツ振興会

理事長 遠藤 誠



当法人の運営に関する宮城県からの「市民への説明要請」を受けて令和3年7月26日付けで宮城県環境生活部長より、法人の不適切な運営に関し、市民への説明要請を行うよう通知を受けました。

この件に関し、事実内容及び対応状況について下記のとおり御説明いたします。

記

1 事実内容

令和2年2月21日頃事務局職員が理事会での議決を経ずに給与規定の書替えを行った。

※本法人定款第32条の規定（理事会の権能）及び特定非営利活動促進法第14条の5（社員総会の権限）の規定に違反

【書替え内容】

(1)

（時間外勤務手当）

④時間外勤務手当は、～管理監督者に該当する者に対しては支給しない。⇒～に対しては支給しないことができる。に改正

(2)

（深夜勤務手当）

②深夜勤務手当は、～管理監督者に該当する者に対しては支給しない。⇒～に対しては支給しないことができる。に改正

(3)

（休日勤務手当）

②休日勤務手当は、～管理監督者に該当する者に対しては支給しない。⇒～に対しては支給しないことができる。に改正

(4)

（休日深夜勤務手当）を追加

2 対応状況

- ・令和2年9月頃 大河原町に対し給与規定（書替え後）を提出
- ・令和3年6月9日 給与規程の一部改正を行う議案を理事会で議決し、新たな規程は令和3年4月1日からの適用とした。
- ・令和3年7月2日 臨時理事会を開催し、給与規定について説明を行った。
- ・令和3年8月12日宮城県に対し、市民への説明内容を報告の上、環境生活部共同参画社会推進課のホームページでの本文書の掲載を依頼

関係各位の皆様には、大変ご心配ご迷惑をお掛けしました。今後は、役場当局と連絡連携の徹底を図って事業運営にまい進して参ります。

また、役場職員との調整を密にして二度と間違いが起こらないように、誠心誠意職務に努めたいと存じます。